

瑞浪市避難行動要支援者に係る名簿情報の提供等に関する条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第49条の11第2項又は第3項の規定に基づく避難行動要支援者名簿（法第49条の10第1項の規定により作成された避難行動要支援者名簿をいう。）に記載し又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）の提供に関し、本人の同意に関する特例、名簿情報の提供を受けた者の義務その他必要な事項を定めるものとする。

（避難支援等関係者の範囲）

第2条 市における法第49条の11第2項の避難支援等関係者は、次のとおりとする。

- （1） 瑞浪市消防本部
- （2） 瑞浪市消防団設置等に関する条例（昭和41年条例第19号）に規定する消防団
- （3） 岐阜県警察
- （4） 瑞浪市の区域に置かれた民生委員法（昭和23年法律第198号）に定める民生委員
- （5） 社会福祉法人瑞浪市社会福祉協議会
- （6） 前各号に掲げるもののほか、避難支援等（法第49条の10第1項に規定する避難支援等をいう。以下同じ。）の実施に携わる関係者として市長が定める者

（名簿情報の提供における同意に関する特例）

第3条 市長は、法第49条の11第2項の規定により前条に規定する避難支援等関係者（次条において「避難支援等関係者」という。）に名簿情報を提供する場合には、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によって識別される特定の個人をいう。）の同意を得ることを要しないものとする。

（名簿情報の提供を受けた者の漏えい防止のための措置等）

第4条 法第49条の11第2項又は第3項の規定による名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者その他の者（以下「名簿情報の提供を受けた者」という。）は、提供を受けた名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置

を講じなければならない。

- 2 名簿情報の提供を受けた者は、提供を受けた名簿情報に漏えいが生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5条 名簿情報の提供を受けた者は、避難支援等以外の目的のために提供を受けた名簿情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

(秘密保持義務)

第6条 名簿情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、提供を受けた名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。